

意見書

平成 24 年 3 月 22 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 24 年 2 月 21 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 基本的考え方について

第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)の見直しにあたっては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。携帯電話市場においては、長期間に渡って 50% 近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、当該事業者と 2 位の事業者との端末シェア格差も 20% 程度存在する等、支配的事業者が依然として競争上高い優位性を保持しています。そうした中、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。

2012 年 2 月 21 日付「電気通信事業法施行規則の一部改正」についての意見募集においては、当該制度における指定の基準値の変更案とその考え方が示されているところですが、上記の基本認識を踏まえ、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべきと考えます。

以下に、本省令案に係る考え方(以下、「本省令案等」という。)について、弊社共意見を詳述します。

2. 「2-2-1. MNO 間の関係」について

<見直しの方向性>

本省令案等では、MNO 間の関係に着目し、MNO 間の交渉上の地位が変化しているとされています。二種指定制度創設時と現在の状況とを比較すれば端末シェアに変化が生じていることは認められるものの、この度の電気通信事業法施行規則改正の契機となった『『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』(2011 年 12 月 20 日)(以下、「ブロードバンド答申」という。)]にあるような「(端末シェアにおいて)いまだ若干の開きはあるものの近接してきて」といふとみなし、あたかも 1 位のドミナント事業者から 3 位の競争事業者までが同等の交渉力を有すると結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。

そもそも、本省令案等に示唆されているような、3 位の弊社と 4 位の事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。

また、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」という。)と非指定事業者間の交渉上の地位の優劣についても触れられていますが、本論点が特定

の二種指定事業者と弊社間における弊社接続料に係る紛争事案を念頭に置いているとすれば、その点についても改めて実態を捉え直す必要があると考えます。そもそも、当該紛争事案の問題の所在は、非二種指定事業者の接続料の正当性を測る検証システムが存在しないことに起因しているものと認識しており、特定事業者の意図により紛争が提起されたことをもって、あたかも現行の二種指定制度そのものに瑕疵があるかのように捉えることは適切ではないと考えます。なお、非二種指定事業者の接続料算定の適正性を検証するためには、弊社が従前から述べているとおり、公平・中立な第三者機関(電気通信紛争処理委員会殿等)に接続料の妥当性検証のための役割を明確に定義することにより、非指定事業者における接続料に係る「第三者検証スキーム」を確立する等の措置をとることが最適であると考えます。

加えて、同時期には、弊社が提起した二種指定事業者の接続料を巡る紛争事案も存在しており、このことから、二種指定事業者の交渉力の低下や非二種指定事業者の交渉力の相対的優位性が客観的事実であるとは言えないものと考えます。同時期にこれら 2 つの紛争事案が存在しているにもかかわらず、前述したとおり仮に今回の諮問において一方の事案のみを参照し、他方を看過したとすれば公平な判断とは言えないものと考えます。

<基準値の在り方>

本省令案等においては、新規 MNO が参入する際に、既存 MNO に対して劣位な立場での交渉を強いられる状況が発生する懸念について、「相当程度低い端末シェア」を有する MNO との交渉であれば交渉上の地位の優劣は発生しないとの考えが示されています。しかしながら、事前規制として強い効力を発揮する二種指定制度に関しては、その性質に鑑み、端末シェア等に表れるような地位の差異により、優位な交渉力の行使が確実に発揮される程度の携帯電話事業者に対してのみ規制するよう基準値の検討を行うべきであるところ、このたびの検討において『「相当程度低い端末シェア」を有する MNO』等の記述に見られるとおり、確実に規制をかける必要のない対象を定めるための基準値検討を実施しており、本来行うべき検討の在り方と齟齬が生じていると考えます。

また、上記の基準値設定の根拠の一つとして、二種指定制度の創設時において基準値算定のベースから PHS を除外した経緯が参照されていますが、当該数値である「10%以下(当時の携帯電話の加入者シェアに占める PHS の加入者シェアの割合)」は、あくまでも二種指定制度の対象範囲の検討に際して、特定のサービス(PHS サービス)が市場へ与える影響の有無を判断する指標の一つとして示されたものです。従って、本省令案等で検討されている事業者間の交渉力の有無を判断する基準とは性質が異なると考えられることから、両者の整合を取る合理性は低いものと考えます。

3.「2-2-2. MNO-MVNO 間の関係」について

<見直しの方向性>

自由な市場競争環境の整備のために、MVNO の一層の市場参入や進展を促すことについては賛同しますが、ブロードバンド答申にも記載が見られるとおり、現在の携帯電話市場には「多種多様な MVNO の参入が進展し、多様なサービスの提供が行われており、2010 年度では

MVNO の契約数が年率 34%の増加を見せている」等、その参入促進効果が認められるところ
です。また、弊社においては、これまで MVNO との間で協議が難航し、結果紛争等に至った経緯
はないことから、MVNO の参入促進を企図するために、二種指定制度に係る適用範囲の拡大を
行うことは、目的に適った見直しの方向性とは言い難いと考えます。

むしろ昨今散見される、二種指定事業者と MVNO との紛争や、二種指定事業者による提起を
発端とした接続拒否事由の明確化の要望等を踏まえれば、現二種指定事業者を中心とした
MNO と MVNO との関係性において、再整理を図ることが適当であり、具体的には「MVNO に係る
電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」における関連規定の変更等で対
処すべきと考えます。

<基準値の在り方>

二種指定制度に係る基準値の見直しを行うにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の
運用指針」で示されている垂直型企業結合による競争の実質的制限の有無を判断するための
基準値である「10%」を根拠の一つとすることは、以下の理由により適当でないと考えます。

- 1) 当該数値は“セーフハーバー¹”であること
- 2) 同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準
であること

上記指針の中で、「垂直型企業結合」及び「10%」は具体的に次のように位置づけられています。
すなわち、①垂直型企業結合は、競争単位を直接に減少させる水平型企業結合に比し、競争に
与える影響は小さく、通常は競争を実質的に制限することとなるとは考えられない、とされな
がらも、②垂直型企業結合により「市場の閉鎖性・排他性」又は「協調的行動」等を生じさせる
ことで競争を実質的に制限することとなる場合はあり、③その有無を判断するにあたっては、個別
具体的な検討に先立ち、「当事会社に関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後の
当事会社グループの市場シェアが 10%以下である」か否かがまず検討され、「10%以下である場
合」には「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」と整理されています。

つまり、この「10%」は「競争の実質的制限」、すなわち、同一市場において水平関係にある事業
者間の競争に与える影響を判断するためのセーフハーバーとして設定されているものであって、
垂直関係にある異なる市場における事業者間の交渉の優位性等を測る指標とはされていま
せん。従って、同指針からは、市場シェアが 10%以下である場合に、垂直関係に立つ相手方に対し
て『優位な交渉力』を認めるまでには至らない」という結論は論理的に導かれず、またこれとは
逆に、市場シェアが 10%を超える場合に、垂直関係に立つ相手方に対して「優位な交渉力」が認
められるという結論も導かれません。

4.「2-2-3. その他(競争法上の基準を参考とした検討)」について

本項目では、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考に、「市場における有力

¹ セーフハーバー：あらかじめ決められた一定のルールや範囲のもとで行動する限り、違法・違反とならない範囲。
セーフハーバーの基準を超えた場合においても直ちに問題になるものではない。

な事業者」とみなされる基準値を引用していますが、当該指針は、市場支配力を持つ事業者が「取引先事業者に対し、自らの競争者と取引しないよう拘束する条件をつけて取引する行為」等を違法行為と位置づけるものです。二種指定制度が接続料や接続条件の公平性・透明性等の担保を目的としている点を踏まえ、本指針の考えを当てはめた場合、10%以上の電気通信事業者の接続拒否が不公正な取引に該当し違法とされる一方で、10%未満の電気通信事業者には接続義務が課されないとの解釈が可能になるものと考えます。しかしながら、あまねく電気通信事業者には既に電気通信事業法第 32 条による接続義務が課されており、結果、上記の考え方と不整合が生じることとなります。この点に関連して、第 33 回情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会において、電気通信事業法と一般的な流通取引慣行に係るガイドラインにおいて市場の取引における前提が異なるという趣旨の発言もあったところです。

以上の点を踏まえ、二種指定制度の基準値である端末シェアの検討において、本指針の基準値(端末シェア 10%以上)を参考にする合理性は低いものと考えます。

5.まとめ

以上の各論点における弊社共意見に示したとおり、本省令案等については、十分な合理性が認められないものと考えます。特に、端末シェア 10%未満の事業者を二種指定事業者と指定することが適当ではないことについては、他の事案等から一定の理由をもって論理付けることが仮にできた場合であっても、端末シェア 10%を超えると直ちに指定すべきとする点については根拠薄弱であると言わざるを得ません。従って、本意見書における弊社共見解も踏まえた上、改めて制度見直しに関する考え方等を精査し、見直しに係る合理的な結論を得て頂きますようお願いいたします。

以上